

病院事業中期計画(2023)(案)に対する意見の概要と県の考え方

- 病院事業中期計画(2023)(案)について、県民意見提出制度に基づき、県民の皆様から御意見を募集したところ、6名から29項目の御意見が提出されました。意見の概要と県の考え方については、次のとおりです(文中に記載している頁につきましては、病院事業中期計画(2023)(案)(意見募集時の計画案)の頁によりお示ししております)。
- なお、病院事業中期計画(2023)につきましては、令和5年度愛知県県立病院事業会計予算の成立に伴い、「年次行動計画」及び「収支計画及び経営指標」等を追記しております。

【共通事項に対する意見】

	意見の概要	県の考え方
1	各病院にコンパニオンアニマルを。ボルゾイとか熱帯魚とか。	あいち小児保健医療総合センターでは、NPO 団体からセラピードッグを受け入れて活動を行っています(2020~2022年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により中止)が、がんセンター及び精神医療センターでは実施しておりません。 抗がん剤治療を受けた方などは免疫力が一時的に低下するため、動物を扱う上で感染症に対する注意点や課題もあることなどから、それらを検証する必要がありますので、コンパニオンアニマルの導入については今後の参考とさせていただきます。
2	国への診療報酬の見直しの申言を位置付けること。	中期計画の本旨とは直接関係がないため、原文どおりとさせていただきます。 国へは、関係団体等を通じて引き続き要望してまいります。
3	「県立病院中期計画(2017)の実績・取組成果」中の「(1)収支の状況」で、経常損益が目標値を達成できなかったとの記述がある。表を拝見する限りでは入院収益と材料費が目標を大幅に達成できなかったためと思われるが、その原因分析がどこにも記載されていない。そもそも目標設定が誤りだった可能性もある。原因分析が不十分であれば、次の計画の立案はできないのではないか。	P.6からP.11に、センターごとに患者数の増減等の原因分析を記載しております。 材料費の目標未達の原因は、医療資材の高騰や高額薬剤の使用増によるものと分析しており、本計画では、持続可能な安定した経営基盤を確立するため、経費削減に取り組むことを記載しております。

	意見の概要	県の考え方
4	2020年度の経常損益が黒字となった理由に寄附金があった旨の記載があるが、解釈によっては寄附金を赤字の補填財源としたとも読み取れるがいかか。	寄附金はその他収益に整理しており、その結果経常損益は0.5億円の黒字となっておりますが、赤字の補填財源としたものではなく、寄附申込時の用途に沿うよう有効に活用させていただいております。
5	最終的な大目標は25ページに記載されている「県立病院の目指す方向」であると思われるが、何が言いたいかわからない。特に後段の「明日の医療を拓くエビデンスの世界に向けた発出と人材の育成」とは何のことなのか。	基本方針2(高度で良質な医療の提供とエビデンスの発出)及び3(県内の医療や研究の中心となる人材の育成)のとおりとなります。
6	「県立病院の目指す方向」の中で、「新興感染症」の記述がある。新型コロナウイルス感染症を踏まえての記述であると思われるが、それほど重要な施策なのか。他にやるべき重要な施策があるのではないか。	新型コロナウイルス感染症の対応では公立病院が中核的な役割を果たしていることも踏まえ、また、総務省が示す「公立病院経営強化ガイドライン」では、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症の感染拡大時等における取組の概要を記載するよう求められております。 国の第8次医療計画(2024~2029)の内容により、必要に応じて見直しを検討するものです。
7	基本方針2で「高度で良質な医療の提供とエビデンスの発出」とある。この2つを併記した理由は何か。内容的に全く別の事柄と思われる。	現在行われている医療は過去のエビデンスの構築により生み出されたものであり、現在発信し続けているエビデンスが明日の医療を作っていくと考えています。
8	基本方針5で「経常黒字を達成する。」とあるが、本当に実現可能なのか。民間企業であれば計画未達の場合、経営者の責任が問われるが、その覚悟はあるのか。	高度・先進的な専門医療、救急、新興感染症対応等の民間では対応困難な不採算・特殊部門に関わる医療を提供することが、県立病院の役割の一つです。その医療の質の維持・向上を図りつつ、将来にわたって持続可能な安定した経営基盤を確立するため、各センターにおいて、課題の解決や経常黒字の達成に向けて、気概をもって取り組んでまいります。
9	数値目標の中で「満足度調査」というものがあり、数値が示されているが、これは何に対する数値なのか記述がない。また「医療の質に係るもの」の中に記載されているが、医療の質と満足度は何も関連性はないのではないか(質が高くて満足度が上がるとは限らない。)	病院に対する様々な指標についての満足度のアンケート調査において、総合満足度で「満足」以上で答えた方の割合です。 患者満足度は、総務省の「公立病院経営強化ガイドライン」において医療の質に係る数値目標に例示されており、本区分が妥当と考えます。

	意見の概要	県の考え方
10	働き方改革への取組の中でマイナンバーカードの利用促進があるが、これが働き方改革となる理由が不明。保険証確認業務の省力化ということであれば、会計窓口（おそらく外部委託業者？）の業務なのではないか。	マイナンバーカードの利用促進は、医療保険事務の効率化や患者の利便性向上に資するものでありますが、デジタル化への対応により、医療情報連携が進み、病院経営の効率化や職員の働き方改革が推進されると考えております。
11	全体を通して、課題に対する取組の内容が抽象的すぎる。もう少し具体的に何をするか記述すべきではないか。	課題に対する取組については、なるべく専門用語を減らし県民に分かりやすく記載するよう努めました。具体的な取組内容を今後検討していくものも多くあり、本計画に記載した内容に留まらず、各センターにおいて効果的な取組を日々検討し、着実に実行してまいります。
12	取組に係る記述の中で「〇〇を検討する。」との記述が目につくが、検討するだけで実施しないこともあるということか。また実施しない場合、その検討過程は公表されるのか。	各取組については、実現に向けて前向きに検討してまいります。検討の結果、実施を見送ることが適切であると判断する場合や、記載したもの以外の取組により、課題解決や目標達成に向けて取り組んでいくことも考えられます。検討過程の公表については、内容ごとに適切に判断してまいります。
13	愛知県の全国平均より低い医療体制全般の不足等を少しでも解消するため、各方面と協力して、将来的には愛知県立大学に医学部を立ち上げた方が良くと思う。 またその際には、医学部にかかる高額な授業料全般の費用を、卒業後に愛知県内で勤務する場合には、ほぼ無料にするような施策により、家庭の経済状況によらない、優秀な将来の医師人材を獲得できるような方向性があると良いと思う。	中期計画の本旨とは異なりますので、原文どおりとさせていただきます。 いただいた御意見につきましては、関係各課に情報提供させていただきます。
14	用語解説の中で「へき地医療拠点病院」の説明があるが、「各センターの概要」を見る限りでは3病院の中でこれに該当する病院はないと思われるが、これを用語解説に入れた理由はなにか。	御意見のとおり、本文中に記載がない語句でしたので、削除いたしました。

【がんセンターに対する意見】

	意見の概要	県の考え方
1	国の第4期がん対策推進基本計画（案）を意識した記載内容があってもよい。 患者・市民が研究に参画できる体制づくりや、ICTや遠隔医療を活用した地域活性化などを盛り込んではいかがか。	第3期愛知県がん対策推進計画（～2023）に記載の方針や施策を中心に記載しております。 第4期計画の内容により、必要に応じて見直しを検討してまいります。 なお、研究への参画については、研究所の基本方針4に、遠隔医療については、病院の基本方針5に記載しております。
2	率直な感想として、愛知県のがん医療は、名古屋大学医学部附属病院と藤田医科大学病院がリードし、そこに地域の拠点病院が地域医療を担っており、がんセンターの存在価値は県民の中では薄いのではないかと感じている。直近の増改築が1990年代と老朽化が著しいというのも見受けられる。愛知県においては、県立のがん専門病院が存在する意義はほとんどないと思われ、経営改善ではなく、廃止もしくは民間移譲を検討すべきではないか。	愛知県がんセンターにおきましては、都道府県がん診療連携拠点病院、がんゲノム医療拠点病院並びに特定機能病院として、県内がん医療の中心的役割を果たしております。 また、治療実績、がんゲノム医療（遺伝子パネル検査）実施件数、新薬開発に係る治験等の実施件数、世界的な重要エビデンスとなった論文発出件数のいずれも、国内屈指、県内随一の実績があり、県内4大学の医学部でがん領域の診療、研究、教育を牽引する教授達の多くが、そのキャリアパスにおいてがんセンターにルーツを持ち、人材育成の波及効果には大きいものがあります。 ただし、広報や情報提供が不足しているという反省点もございますので、基本方針4に記載のとおり、より一層の見える化に努めてまいります。 また、施設の老朽化については、将来のがんセンターの整備に向けた基本構想調査が2023年度に行われます。

【精神医療センターに対する意見】

	意見の概要	県の考え方
1	P. 25 精神医療センターの「精神保健福祉行政との連携及び共同の中核を担う」方向をより強化すること。	児童相談所、警察、保健所、県や名古屋市の精神保健福祉行政との連携及び協働をより推進することにより中核を担っていく考えであります。
2	P. 51 ACT の一層の強化のために「多職種でのチーム医療を充実する」だけでなく、「地域の保健センター・福祉行政との連携強化」を位置付けること。	ACT を含め、県内の中核機関としての役割・機能を発揮するため、行政機関等との連携を推進してまいります。
3	P. 56 「強度な行動障害を持つ発達障害者」への対応だけでなく、強度行動障害を予防するためのとりくみの強化も位置付けること。「行動療法の工夫」ではなく、本人の成育途上での「傷つき」体験を理解するとりくみを築くこと。	現在、ご本人の成長過程における傷つき体験をベースに引き起こされる2次的な障害についての治療は当院でも実施しております。なお、強度行動障害の予防は、その性格上、保健医療行政において行われることが望ましいと考えております。
4	「依存症に対応した治療プログラムの充実」の中で、アルコール依存症への対策の記載があるが、現代のストレス社会の中では様々な依存症の問題がある。また、スマホ依存症やマスク依存症など、現代社会特有の依存症も問題となっており、アルコールだけではなく様々な依存症への対策を講じるべきではないか。	現代社会特有の依存症は様々なものがあり、その中で当院では、アルコール依存症のご本人の治療やご家族支援のプログラムを実施しており、アルコール問題でお悩みの方の「家族相談」も行っております。今後、必要に応じて新たな依存症への対応を検討してまいります。
5	「院外処方率」の数値目標があり、数値を見ると院外処方を増やす方向であると思われる。確かに院外処方にすれば薬品を購入する経費が削減されるが、同時に薬価収入も減ることとなり、収支としてはなにも変わらないのではないか。	院外処方にするにより薬剤師の業務を見直し、新たな業務を担うことにより診療報酬を得るための検討を行い、収支改善に努めるものです。
6	「平均在院日数」について、2022 年度見込みが 65.6 日に対して 2023 年度以降の目標が 90.0 日となっている。一般的に入院収益を増やすためには平均在院日数を短縮させ、回転率を上げることを目指すと思われるが、逆に長期化させる理由は何か（穿った見方をすれば、退院可能な患者も継続入院させることで収益を確保するとも読み取れる）。	2022 年度見込は在院日数が短い新型コロナウイルス感染症病床分が含まれており、本計画の数値目標は、同病床を想定しない通常期のものとしております。

【小児センターに対する意見】

	意見の概要	県の考え方
1	P. 14 母子保健関係指標において、全国平均よりも乳児・周産期・妊産婦死亡率が高いのが何故かの分析がほしい。	御意見にある指標は、「人口動態統計（厚生労働省）」からの引用となりますので、当庁が原因分析を行うことは控えさせていただきます。
2	P. 63 「遺伝カウンセリングや在宅移行支援」について、センター内のスタッフだけでなく、居住自治体の保健師・SW、そして家族会や先輩の親たちのグループなどつなぐ「総合的な家族支援」を。	活動の方法論的な詳細まで記載しておりませんが、御意見を頂いた内容はこれまでも実施しており、今後、更に密接な連携を強めていきたいと考えています。
3	P. 64 県内の母子保健・児相との連携について、2024 年「改正児童福祉法」に位置づいている自治体の「子供家庭センター」との連携を明記すること。	2024 年 4 月 1 日施行の法律のため、施行までの間は、現行制度により関係機関等と連携強化してまいります。法施行後、必要に応じて見直しを検討してまいります。
4	いくつかの課題の中で、人員不足を原因としているものが散見されるが、経営指標に係る数値目標の中で職員充足率は 2022 年度見込みで 100% となっており、数値上では職員は必要数を満たされているように見える。つまり各種の課題は人員不足が原因によるものではないのではないか。それとも今より職員を増やすことで課題が解決されるということか。	必要数を満たしている記載となっておりますが、臨時的な代替職員等を採用するなどして、充足率を満たしている状況です。 正規職員の採用をもって人員を確保し、課題の解決に向け取り組んでまいります。
5	基本方針 4 の取組の中で「SNS などにより、更に幅広く医療機関及び患者・県民一般に対する情報発信や啓発活動を行う。」とある。計画の中には具体的な記述はないが、センターのホームページに公式 LINE アカウントを開発した旨が掲載されており、情報発信の取組の一つであると思われるが、個人情報十分に保護されていないなどの危険性が再三指摘されている LINE を公的医療機関が活用することは大変危険ではないか。	LINE は現在広く普及しており、相談者にとって利便性が高いなどのメリットもあるため、個人情報の取扱いに注意し、国が策定したガイドラインに基づき取り組んでまいります。
6	数値目標のうち、「公的・研究外部資金獲得額」について、2022 年度見込みが 20,000 千円に対し 2023 年度以降の目標は半分強となっているが、2022 年度が例外的に多額の資金を獲得できたということか。	お見込みのとおりです。
7	あいち小児保健医療センター内の保健センターにチャイルド・デス・レビューのデータを収集し、分析して、パネルを召集して医療政策提言を行う機能があるべきだと考える。	チャイルド・デス・レビューについては、P. 64 に記載のとおり、実施体制の実現に向けて取り組んでまいります。